

議案第35号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～21 [略]		1～21 [略]	
22 と畜場法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ又は解体の検査		22 と畜場法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ又は解体の検査	
(1) 生後1年以上の牛又は馬	1頭につき <u>730円</u>	(1) 生後1年以上の牛又は馬	1頭につき <u>700円</u>
(2) 生後1年未満の牛又は馬	1頭につき <u>340円</u>	(2) 生後1年未満の牛又は馬	1頭につき <u>300円</u>
(3) 豚、めん羊又は山羊	1頭につき <u>340円</u>	(3) 豚、めん羊又は山羊	1頭につき <u>300円</u>
23～56 [略]		23～56 [略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市衛生関係事務手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。